



答 申 第 807号
令 和 2年 2月 20日

神戸市交通事業管理者 岸 田 泰 幸 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号及び第3項の規定に基づき、令和2年1月31日付け神交高施第906号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

市営地下鉄駅舎内におけるスマート音声案内システムの構築について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

- 1 市営地下鉄駅舎内にカメラを設置して、対象地点の通過人数、混雑状況等の情報を把握し、音声による誘導案内を行うため、個人情報を収集することは、駅舎内の混雑緩和に寄与し、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

市営地下鉄駅舎内におけるスマート音声案内システムの構築について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

別紙
答申 807

◎は条例第7条第3項を含む

【収集する情報】(第7条関係)

主として、次の情報の収集を行う。

- 1 撮影日時
- 2 撮影対象地点を通過する人数
- 3 撮影対象地点の混雑状況

上記情報の収集を行う中で、派生的に以下の情報の収集を行うことになる。

- ◎4 撮影対象地点を通過する人物の画像等



答 申 第 808 号
令 和 2 年 2 月 20 日

神戸市交通事業管理者 岸 田 泰 幸 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、令和 2 年 1 月 31 日付け神交高施第 906 号-2 により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

市営地下鉄駅舎内におけるスマート音声案内システムの構築について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 スマート音声案内システムを構築し、市営地下鉄駅舎内の混雑状況等の画像を AI 機能により、音声で他の動線に誘導案内するために、電子計算機処理することは、駅舎内の混雑緩和に寄与し、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

市営地下鉄駅舎内におけるスマート音声案内システムの構築について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

別紙
答申 808

◎は条例第11条第2項を含む

【処理する情報】(第11条関係)

主として、次の情報の処理を行う。

- 1 撮影日時
- 2 撮影対象地点を通過する人数
- 3 撮影対象地点の混雑状況

上記情報の処理を行う中で、派生的に以下の情報の処理を行うことになる。

- ◎4 撮影対象地点を通過する人物の画像等